帝京科学大学学術指導取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、帝京科学大学(以下「本学」という。)における学術指導に関し手続その他必要な事項を定めることにより、学術指導の円滑な実施を図り、もって社会への貢献を果たすとともに、本学の教育研究及び産学連携活動の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学術指導」とは、企業その他の団体(以下「依頼者」という。) からの依頼を受け、本学の教職員が有する教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき 指導助言を行うもので、これに要する経費を依頼者が負担するものをいう。

(受入れの基準)

第3条 学術指導は、原則として本学の教職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連すると認められるものであり、かつ、本来の職務に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

- 第4条 学術指導を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - 一 学術指導は、依頼者が一方的に中止することはできないこと。
 - 二 学術指導の結果生じた知的財産権については、当該学術指導を担当する教職員(以下「学術指導担当者」という。)の寄与分を本学に帰属させること。
 - 三 依頼者は、学術指導の対価(以下「学術指導料」という。) を原則として学術指導 開始前日までに支払うこと。
 - 四 受け入れた学術指導料は、本学の責によるやむを得ない場合を除き、返還しないこと。

(学術指導の申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする依頼者は、所定の学術指導申込書(様式1)を 学長に提出するものとする。

(受入れの決定と契約の締結)

- 第6条 学術指導の受入れは、学長が決定する。
- 2 前項の学術指導の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ研究推進委員会の議 を経るものとする。
- 3 学長は、第1項の受入れを決定したときは、依頼者に学術指導受入承諾通知書(様式 2)を通知するものとする。
- 4 学長は、委託者が学術指導申込時に別途契約を必要とした場合には前項の通知書に 代わり、委託者との契約を締結するものとする。なお、学術指導申込書は留意事項の記 載のないもので足りるものとする。

(学術指導料)

- 第7条 依頼者は、本学の発行する請求書により、学術指導料を支払わなければならない。
- 2 学術指導料は、当該学術指導担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価及び当該学術指導に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)並びに間接経費(直接経費以外に必要となる管理的な経費をいう。)の合算額とし、1時間につき10,000円(消費税相当額を除く。)により算出する額を原則最低の額とし、相談内容に応じ依頼者と学術指導担当者が協議の上、定めるものとする。
- 3 間接経費の額は、学術指導料の30パーセントに相当する額を標準とする。
- 4 直接経費は、原則として学術指導担当者の個人研究費に充てる。

(経費の管理)

第8条 学術指導に要する経費は、すべて本学において経理するものとする。

(学術指導の中止等)

- **第9条** 学長は、天災その他やむを得ない事由があるときは、当該学術指導を中止し、又はその期間を延長することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、学術指導の内容が共同研究等(帝京科学大学共同研究規程 又は帝京科学大学受託研究取扱規程の適用を受けるものをいう。)と認めるときは、依 頼者と協議の上、当該学術指導を中止することができる。
- 3 学長は、依頼者から当該学術指導について中止の申し出があった場合は、依頼者と協議の上、これを決定するものとする。
- 4 学長は、前3項により中止又は期間延長を決定した場合は、その旨を依頼者及び学術 指導担当者に通知するものとする。

(学術指導協力者)

第10条 学術指導担当者が、学術指導を実施する上で、学術指導担当者以外の者の参加 又は協力を得ることが必要となった場合は、依頼者の同意を得て、当該学術指導担当者 以外の者を協力者(以下「学術指導協力者」という。)として学術指導に参加させ、又 は協力させることができる。

(知的財産権の取扱い)

第11条 学術指導の結果生じた教職員に係る知的財産権の取扱いについては、帝京科学大学職務発明取扱規程を適用する。

(秘密保持)

第12条 学術指導担当者及び学術指導協力者は、学術指導の実施に当たり、依頼者と合意した学術指導契約書に規定される秘密保持等の事項について遵守するものとする。

(成果の公表)

第13条 学術指導担当者は、学術指導による成果の公表の時期及び方法について、必要があるときは依頼者と協議して定め、その旨を学長に報告するものとする。

(報告)

第14条 学術指導担当者は、学術指導を終了したときは、所定の学術指導完了報告書 (様式3)を学長宛に提出するものとする。

(適用除外)

- **第15条** 学術指導のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。
 - 一 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの委託を受けた学術指導
 - 二 その他特別な事情があると学長が認めた学術指導

(庶務)

第16条 この規程に定める庶務は、会計課の協力を得て総務課において処理する。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則(帝京科総第47号 令和5年3月7日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。